審　査　基　準

Ａ－ｆ－11
令和７年４月３日作成

法　　令　　名	： 警備業法
根　拠　条　項	： 第 42 条第３項において準用する第 22 条第６項
処 分 の 概 要	： 機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）	： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	： 警備業法施行規則第 63 条、第 43 条第３項 （機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審　査　基　準	：
標 準 処 理 期 間	： 14 日
申　　請　　先	： 愛知県内の警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先	： 警察本部生活安全総務課警備業係 （０５２－９５１－１６１１　内線３２８３）
備　　考	：